



①



②

有形文化財（考古資料）

5 2. 珠洲焼仏像 2 軀

■指定年月日 平成5年3月18日(1993)

■寸法 ①高 22.7cm 幅 8.8cm
②高 17.0cm 幅 8.7cm

■所在地 宝立町鶴島 21-65

■所有者 剣神社

平安時代末期から室町時代中期（12～15世紀）にかけて、珠洲郡域で生産された珠洲焼は、甕・壺・鉢の日常生活に使う器が中心であったが、宗教用具などの特殊な製品も生産していた。この資料もその中の一つで、宝立町鶴島の剣神社に伝世されてきたものである。

本地垂迹説（仏が人々を利益・救済するために神の姿をかりて現われるという考え方）に基づくもので、鎌倉時代から室町時代にかけて全国の神社の祭神に本地仏が定められた。その後、本地垂迹説は村落の宗教生活に定着したが、明治元年（1868）の神仏判然令から起こった廃仏毀釈により衰退した。

胴の中央から下の部分を失っているため像高は不明であるが、旧鳥屋尾神社伝世の資料にこの仏像と同タイプのほぼ完形の資料があるので、おそらく30cmほどであろう。頭部を如来形につくり、衲衣を着け、手を拱手する。2体とも光背を持つ。

この仏像は珠洲焼の研究のみならず、当時の信仰形態を考えるうえで貴重な資料である。

像容は仏像でありながら手は神像の形式をとるので、本地仏であることがわかる。本地仏とは、